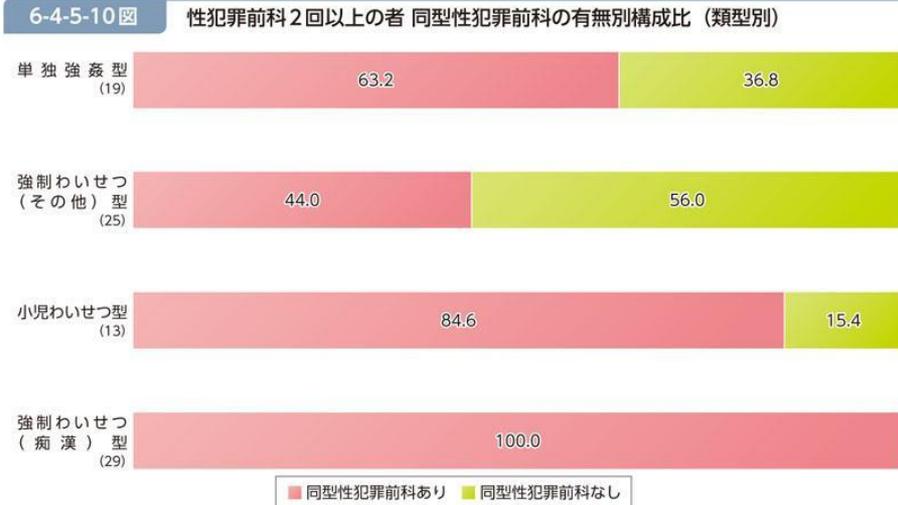


#保育教育現場の性犯罪をゼロに

認定NPO法人フローレンス 前田晃平
2021/07/29

保育・教育現場で、指導的立場にいる大人から、その地位を利用した、子どもたちへの性犯罪が横行している。それを抑止する仕組みがない。

- 法務省の調査によれば、小児わいせつは性犯罪（刑法犯）の再犯率では最も高い。小児わいせつの再入率（5年以内）は9.5%、小児強姦では5.9%（※1）
- 極めて高い常習性も指摘されている（右図）
- この状況を打開するため、わいせつ教員を再び教壇に立たせまいとする立法が実現したが（※2）、行政の縦割りにより、他の子どもと密に関わる職種に転職してしまっても、就業を防げない
- 保育等、他の業種では、実質的に規制なし

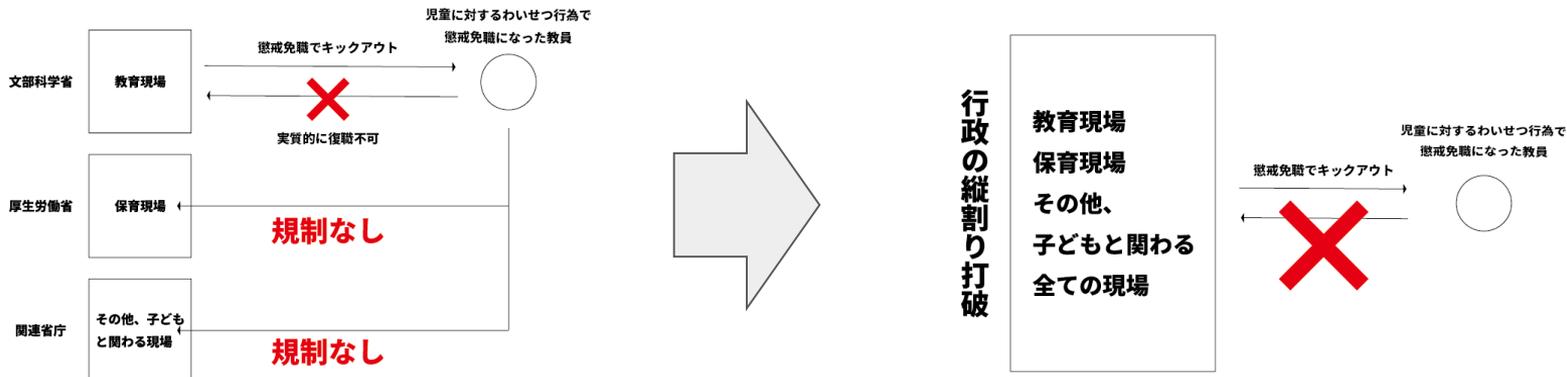


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 強制わいせつ型のうち、「強制わいせつ（痴漢）型」は、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為のものをいい、「強制わいせつ（その他）型」は、強制わいせつ（痴漢）型以外のものをいう。
 3 「同型性犯罪前科」は、調査対象事件中の性犯罪と同一の類型の性犯罪前科をいう。ただし、強制わいせつ（痴漢）型の同型性犯罪前科には、条例違反（痴漢）型を含む。
 4 ()内は、実人員である。

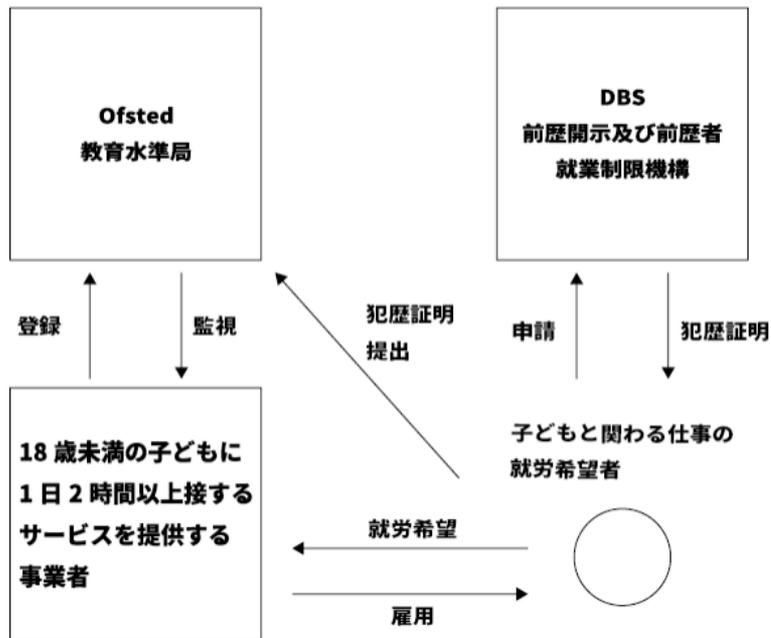
打ち手

日本版DBS^(※3)で、全ての保育・教育現場から性犯罪歴のある者をキックアウトする。

- 業種に関わらず、諸外国の事例のように、子どもと一定時間関わるサービスを法的に定義し、そこに就業しようとする者には、過去に性犯罪歴がないことを証明する「無犯罪証明書」の提出を義務付ける
- 上記を実現するため、全国民の性犯罪歴（その他、該当する犯罪）を一元的に管理するデータベースを設立



参考資料：英国のDBS概略



- DBS (Disclosure and Barring Service : 前歴開示及び前歴者就業制限機構) は、英国司法省管轄の犯歴証明管理及び発行システム
- 子どもに関わる職場 (18歳未満の子どもに1日2時間以上接するサービス) で就労を希望する人は、DBSから発行される犯罪歴証明書が必要。ボランティアも
- 犯罪歴証明書を教育水準局 (Ofsted オフステッド / The Office for Standards in Education, Children's Services and Skills、学校の評価、監査を行う組織) に提出することで、就労可能に
- DBSでは、2017年3月31日時点で、子ども及び高齢者や障害者などに接する業務への就業不適切者は64,000人。DBSはイングランドとウェールズが対象であり、人口は合わせて約6千万人。同じ割合だけ日本に就業不適切者が仮にいれば約128,000人となる

参考資料：DBSと類似の制度を持つ諸外国の、性犯罪者のデータベース登録期間比較

		イギリス	ドイツ	スウェーデン	オーストラリア	ニュージーランド
DBSに類似する制度の加害者の犯歴情報保持期限	児童に対するわいせつ行為・性犯罪等の、犯歴保持期限	無期限	20年	10年	無期限	無期限
	注釈	犯罪種別ごとにレコードが保持される期間は異なるが、猥褻な行為、子どもに対する精神的、または身体的障害を伴う犯罪などは「特定の犯罪」に分類され、無期限になっている	犯罪種別ごとにレコードが保持される期間は異なるが、子どもの保護に特に関連のある特定の犯罪の前科については、拡張された善行証明書(拡張犯歴証明書)が必要となり、この場合は20年	現在の制度として情報保持期限は過去10年とされているが、 議会が性犯罪で有罪判決を受けた者が児童専門職に雇用されることを禁止するということを政府に提案している。 (2020年時点)	州によって法制度は若干異なるが、子どもと関わる仕事に就く場合は例外なく無期限となっている	児童労働者の安全確認と児童保護方針(保健省)。労働力制限により、無期限に存続と記載
DBSに類似する制度		DBS	拡張犯歴証明書(ein erweitertes Führungszeugn	犯罪歴証明書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ●National Police Check(NPC) ●Working with Children Chek (児童に関わる仕事をする人は州ごとの制度に準ずる。ただし、雇用主によっては、NPCの提出が求められる場合がある)	安全性調査(Safety checks)
根拠法 Legal basis		犯罪者更生法 (the Rehabilitation of Offenders Act 1974)	社会法典第8編(児童・青少年支援) (Sozialgesetzbuch Achtes Buch: Kinderund Jugendhilfe) 連邦中央登録簿法 (Bundeszentralregistergesetz : BZRG)	子どもと働く者の登録管理法 (Lag (2013:852) om registerkontroll av personer som ska arbeta med barn)	「使用済み有罪判決」法 spent convictions legislation	2014年児童法 (Children's Act)

注釈

1. 法務省法務総合研究所『犯罪白書（平成27年度版）』
2. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案。ポイントは下記4点
 - a. 教員による児童生徒への性交やわいせつ行為などを「児童生徒性暴力」と呼ぶ。同意の有無を問わない
 - b. わいせつ行為により免職となり免許が失効した教員に対し、再交付を拒む権限を都道府県教委に与える
 - c. 再交付の判断にあたり、都道府県教委は専門家らでつくる審査会の意見を聴く
 - d. 国や自治体に、過去にわいせつ行為をした教員の情報を共有できる新たなデータベースの整備を求める
3. Disclosure and Barring Serviceの略。英国の内務省が管轄する機関。前歴開示及び前歴者就業制限機構